

# 北海道アウトドア活動振興 推進計画 (第三期)

北海道経済部観光局国内誘客グループ

北海道は、山や森、川、湖沼、湿原など雄大で豊かな自然に恵まれ、美しい景観を有するなど、アウトドア活動に適した地域であり、自然とのふれあいを求める意識の高まりの中で、多くの人々が登山、カヌー、ホーストレッキングなどを体験しています。

アウトドア活動は、自然とのふれあいを通じて北海道らしいライフスタイルを提供するとともに、心に豊かさや潤いを与え、個性豊かな人材を育み、魅力あふれる地域づくりに貢献し、将来の北海道の自律的な発展を牽引する大きな可能性を有しています。

豊かな北海道を将来の世代に引き継ぐとともに、アウトドア活動の持っている可能性を最大限に生かした地域づくりを進めるため、道は、平成13年10月にアウトドア活動の振興の基本的な方向を示す「北海道アウトドア活動振興条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

本年5月に策定しました「北海道アウトドア活動振興推進計画」は、アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第7条第1項の規定に基づき策定するもので、19年度に策定した第2期に次ぐ第3期の計画として、29年度までのアウトドア活動の振興に向けた道の施策の方向性を明らかにするものであり、道政の基本的な方向を総合的に示す「新・北海道総合計画」の特定分野別計画として位置づけられています。

## 1 施策推進の視点

アウトドア活動の振興に関する道の施策の推進に当たっては、条例の基本理念に基づき、次の視点に立って、道民の理解を深めながら、アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

### (1) 人と自然との共生

自然を直接利用するアウトドア活動は、利用の仕方によっては、活動の場である自然環境に与える影響を予測することは難しい面がありますが、将来にわたりアウトドア活動の振興を推進していくためには、活動

の場となるフィールドの自然環境を保全しつつ、その持続的な利用を図っていくことが必要です。

## (2) 地域に根ざした個性豊かな人材の育成・確保

アウトドア活動は、自然や地域への理解と愛着を持ち、アウトドア活動を通じて多くの人に北海道の魅力を伝える人材を育てており、そうした人材が地域に定着することにより、地域づくりの担い手として活躍していくことが期待されます。

また、アウトドア活動は、自然環境保全の必要性を認識し、自然との調和の大切さを理解する機会を与え、自然の中での学習の機会を提供するもので、青少年の健全な育成にとって極めて有効なものとなっています。

## (3) 北海道らしいライフスタイルの形成

誰もがその個性や能力に応じて容易に、かつ、安全にアウトドア活動を楽しむことができる環境を整えることにより、アウトドア活動に親しみ、自然とのふれあい、人との交流を通じて、北海道ならではの心の豊かさや潤いを実感できるライフスタイルが生み出されます。

## (4) アウトドア活動の振興に資する産業活動

自然環境に恵まれた北海道の優位性を生かしたアウトドア活動は、体験型観光の中でも大きな柱の一つであり、観光消費額を拡大させる滞在型の観光地づくりを推進する上で、大いに期待されています。

また、安全で質の高いアウトドア体験サービスを提供するアウトドアガイドの育成や健全なアウトドア事業を行うアウトドア事業者の発展に努め、アウトドアをはじめとした体験型観光に関わる産業活動の活発化を図ることは、アウトドア活動の振興、そして、北海道観光や地域経済の発展につながっていきます。

## 2 アウトドア活動を巡る現状と課題

### (1) アウトドアをはじめとした体験型観光

平成17年以降の日本人の人口減少などから、本道の観光入込客数が低迷してきており、道では、一人の観光客に少しでも長く滞在してもらい、いわゆる滞在型の観光地づくりを推進してきています。

そのような中、観光客に滞在を促す素材の一つとして登山、カヌー、ラフティング、トレイルライディング（ホーストレッキング）、森林セラピーなどのアウトドア活動をはじめとした体験型観光の振興に期待が寄せられてきています。

昨今、道内各地で体験メニューの創出が進められ、冬季のスキー、スノーボードを中心としていた観光地が、夏季のラフティング、カヌー、乗馬等の体験メニューを取り入れ、通年型観光地に成長している地域もありますが、全道的にはまだまだ熟度が高まっているとは言えない状況にあります。

また、国内の小中高校生の教育旅行等の目的として、北海道のアウトドアをはじめとした体験型観光メニューへの関心が高まっており、受入体制の整備が急がれます。

広大な大地、季節感あふれる自然環境など、豊富な観光資源に恵まれた北海道は、すばらしい景勝地や新鮮な食材を提供する条件が揃っており、体験型観光、特にアウトドア活動は、北海道独自の「北海道アウトドア資格制度」の活用による一層の振興が必要となっています。

### (2) アウトドア資格制度とアウトドア事業者

より多くの方々に安心してアウトドア活動を楽しんでいただくためには、質の高いサービスを提供するアウトドアガイドやアウトドア事業者の育成が重要であることから、北海道独自の基準として、一定レベル以上の知識・技術・経験を有するアウトドアガイドの認定や安全で質の高いサービスを提供する優良アウトドア事業者の登録を行う「北海道アウトドア資格制度」を平成14年4月に創設しました。

しかし、年数の経過とともに、制度疲労とも言えるような課題を抱えていたことから、認定を受けたアウトドアガイド数は、伸び悩み、また、優良アウトドア事業者については、更新手続きが行われず、減少傾向となっていました。

このような状況の中、資格制度をより魅力あるものにするため、民間有識者を委員とする検討会や道内各

地の関係者の意見を踏まえながら、23年4月、「新たな北海道アウトドア資格制度実施方針」を策定し、資格認定を知事名で行うことで制度の社会的信頼性の確保や魅力の向上を図るとともに、アウトドア検定制度やアウトドア講習制度を新たに設け、アウトドア活動の裾野を広げるなどの取組がスタートしました。

一般のアウトドア活動者を対象に実施するアウトドア講習など新たな制度を活用しながら、今後もアウト

ドア活動の裾野を広げ、北海道アウトドア資格制度への関心を高める取組も同時に進める必要があります。

また、道内のアウトドア事業者の現状は、22年に実施したアンケート調査によると、個人経営の割合が高く、兼業率も7割近くを占め、また、営業も季節営業がおよそ3割となっており、経営収支については、およそ7割の事業者が「横ばい」もしくは、「悪化」と回答するなど、厳しい経営環境にあることがうかがえます。

### 北海道アウトドア資格制度の概要

本制度は、誰もが安全に安心してアウトドア活動を楽しめるように、平成14年度より北海道が運営してきた日本で唯一の資格制度です。

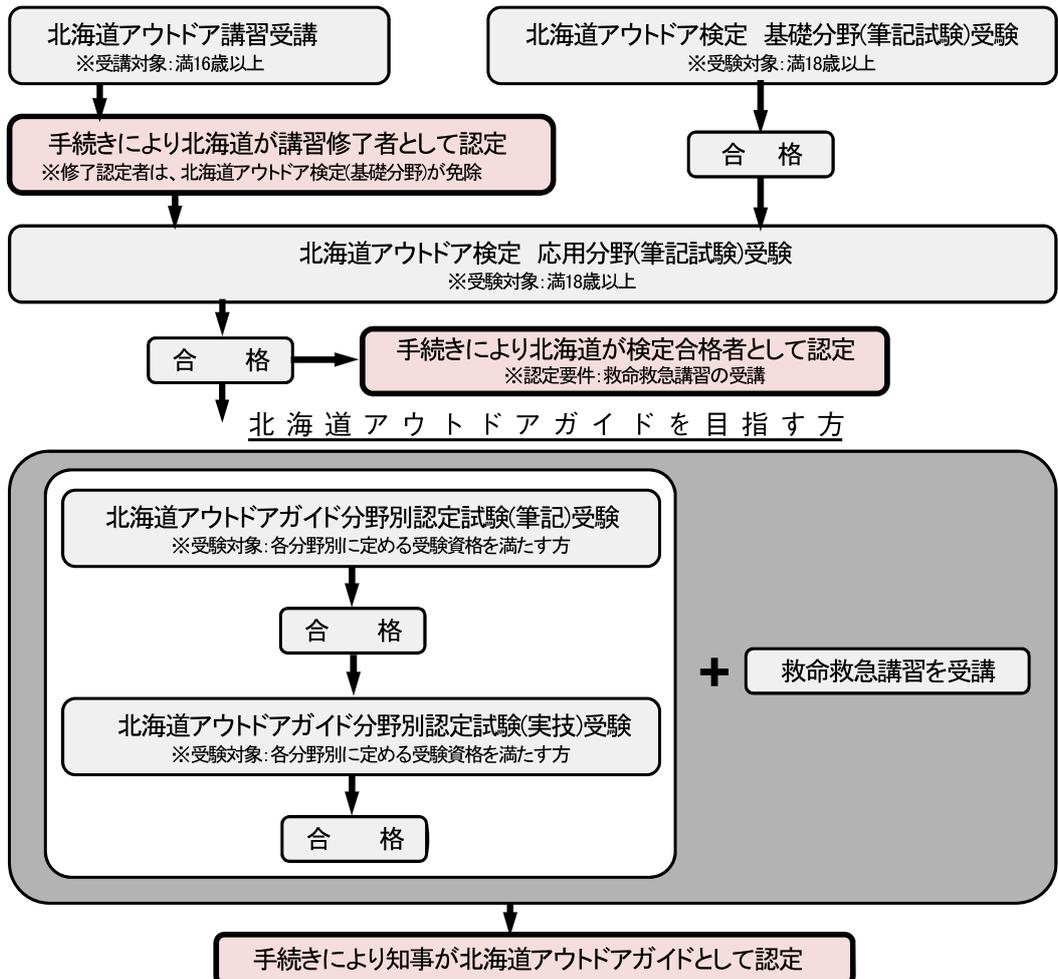
北海道アウトドアガイドは、多くの講習や試験をクリアした、安全なアウトドアのための知識や技術を備えた専門家として、北海道知事が認めたガイドです。

制度開始以来、これまでの11年間で延べ713名が北海道アウトドアガイドの資格を取得し、その約6割にあたる約400名がプロのガイドとして活躍しています。

■ 対象分野（5分野）

山岳、自然、カヌー、ラフティング、トレイルライディング

■ 制度の流れ



(注) 救命救急講習とは、「救急員要請講習(日本赤十字社)」「上級救命講習(消防)」「MFA ベーシックプラス」もしくはこれらと同等以上の内奥の講習又は指導者資格です。

アウトドア事業者は、美しく厳しい自然環境の中で、安全で楽しいアウトドア体験サービスを提供すると同時に、守るべきルールやマナーを伝えるなど、アウトドア活動を振興する上で重要な役割を担っており、経営の安定化を図ることが、質の高いアウトドアガイドの確保や育成にもつながることから、観光キャンペーン・イベントとの連携した効果的なPRなどが必要になっています。

また、事業展開にあたっては、今後増加が予想される外国人客や多様化する観光ニーズにマッチしたメニューの創出、さらには、地域の教育旅行などの受入体制づくりを図るため、アウトドア事業者間の連携はもとより、宿泊事業者などの地元観光事業者との連携強化や、農業や漁業などの一次産業との連携強化が必要となっています。

### (3) 自然環境の保全

アウトドア活動振興の基盤となるのは、豊かな自然環境ですが、アウトドア活動が場合によっては、自然環境の保全に影響を及ぼす側面を有しています。

自然とのふれあいに対する関心や志向の高まりを背景に近年、アウトドア活動が盛んに行われていますが、一方で、アウトドア活動に伴う自然環境への負荷の増大や、地域の住民や他のアウトドア活動者等との摩擦が懸念されます。

本道の良好な自然環境を将来の世代に継承していくためには、アウトドア活動の基盤となる自然環境を保全していくことが求められています。

### (4) 安全性の確保

自然のなかで行われるアウトドア活動には、気象や地形などの自然条件やヒグマやキタキツネ、毒キノコなどの動植物がもたらす様々なリスクが伴います。

アウトドア活動を行う際には、このようなリスクに対する正しい知識を持ち、事前にリスクの存在を予測し、回避することが重要であるため、アウトドア活動に関わる様々な立場にある者のリスクマネジメント力を向上させる取組が求められています。

また、アウトドア活動に関する知識や技術、体力や

技術のレベルが様々な参加者を受け入れるアウトドアガイドやアウトドア事業者は、参加者の安全に対する大きな責任を負っており、事故を起こさないための安全対策を最優先課題として取り組んでいく必要があります。

## 3 アウトドア活動の振興施策の基本方向及び展開方向

道内におけるアウトドア活動の振興を通じて、心の豊かさと生活の潤いを感じられる、魅力ある地域づくりを推進するため、道民、アウトドア活動関係者・団体、国、市町村、その他関係機関と協力、連携を図りながら、次の基本方向に沿って、施策を推進します。

### (1) アウトドア活動に対する理解の促進

アウトドア活動振興条例の趣旨に対する理解を深め、アウトドア活動の振興を図ることの意義やアウトドア活動を行う際のルールとマナーの啓発を通じて、安全で健全なアウトドア活動の振興を促進します。

アウトドア活動の魅力や道内のアウトドア活動、「北海道アウトドア資格制度」に関する情報提供を行うとともに、学習の機会を提供し、道民等がアウトドア活動に親しむ機運の醸成に努めます。

#### ① アウトドア活動に関する情報の提供

- ・ インターネットやパンフレットなど様々な広報活動を通じて、道内のアウトドア活動や「北海道アウトドア資格制度」に関する情報の提供を進め、広く道民等に啓発し、アウトドア活動の振興に向けた機運の醸成に努めます。

#### ② 学習の機会の提供

- ・ 産学官の連携により、道民の生涯学習を支援する「道民カレッジ」や「北海道アウトドア資格制度」の「アウトドア講習」の実施を通じ、アウトドア活動に関わる学習機会の提供を進めます。

### (2) アウトドア資格制度によるガイド及び事業者の育成等

アウトドアガイドやアウトドア事業者の資質向上への意欲を高め、社会的評価が向上するよう、「北海道

◆北海道アウトドア資格制度に興味を持たれた方は  
 北海道アウトドア資格制度業務センター  
 060-0063 札幌市中央区南3条西6丁目 セザール第一札幌301号（北海道体験観光推進協議会内）  
 TEL：011-222-1412 FAX：011-221-6564 E-mail:info@do-taiken.jp URL http://do-taiken.jp  
 ◆北海道アウトドアガイドデータベース <http://hokkaido-taiken.jp>

アウトドア資格制度」の活用を通じて、自然環境への配慮、高いホスピタリティ、安全性の確保など、質の高いサービスを利用者に提供する優れたアウトドアガイドやアウトドア事業者の育成を図ります。

また、「北海道アウトドア資格制度」や資格を取得したガイド及び事業者に対する社会的な認知度をより一層高めるための取組を進めます。

さらに、環境教育の推進及び青少年の健全な育成を図るための青少年自然体験活動指導者や人と自然との橋渡し役となるボランティア・レンジャーなど、アウトドア活動に関わる様々な指導者の育成を促進します。

### ① アウトドアガイドの育成

- ・ 「北海道アウトドア資格制度」を活用し、自然環境の保全に配慮しながら、安全で質の高いサービスを提供するアウトドアガイドの育成を図ります。
- ・ 北海道のアウトドア事業に対する信頼性の向上に寄与する資格制度の一層の普及を図るため、より多くのアウトドアガイドが「北海道アウトドアガイド資格」を取得するような取組を進めます。
- ・ アウトドア活動関係者等と連携のうえ、資格を取得したガイドが利用者から選ばれるなど、取得した資格が、より生かされるよう資格取得者のデータベース化を図るとともに、インターネットやパンフレット、その他様々な機会を通じて、情報発信等の取組を進めます。

### ② アウトドア事業者の育成

- ・ 「北海道アウトドア資格制度」を活用し、自然環境の保全に配慮しながら、安全で質の高いサービスを提供するアウトドア事業者の育成を図ります。
- ・ 北海道のアウトドア事業に対する信頼性の向上に寄与する資格制度の一層の普及を図るため、より多くのアウトドア事業者が「北海道アウトドア資格制度」の「優良事業者」の登録をするような取組や、アウトドア活動関係者等と連携のうえ、登録を受けた「優良事業者」が利用者から選ばれるなど「優良事業者」の登録が、より生かされるよう取組を進めます。

- ・ アウトドア事業者及び開業を予定している者の経営基盤の確立等、新たな産業活動創出への取組を支援します。
- ・ 事業の経営が安定するまでの間に必要となる事業資金の融資の円滑化を図ります。

### ③ アウトドア活動指導者の育成

- ・ 青少年の健全育成を図る野外教育を推進するため、自然体験活動に必要な専門的知識技術を有する優れた指導者の養成を図ります。
- ・ 自然保護思想の普及啓発を図るため、自然環境や動植物の生態などについて解説を行い、人と自然との橋渡し役となるボランティア・レンジャーの育成を図ります。
- ・ 北海道遊漁指針に基づき、釣り人全体の模範的な存在となり、マナーやモラルの向上、ルールのもとで行う遊漁の普及、定着を推進するボランティア的存在の遊漁指導員の育成を図ります。
- ・ 青年の家・少年自然の家が行う体験事業の中で、施設の指導者ととともに活動する施設ボランティアの養成を図ります。
- ・ 環境教育において重要な役割を担う自然解説員など環境教育指導者の養成を図ります。

### (3) 自然とふれあう場の保全

アウトドア活動の持続的発展のためには、将来にわたって国民、道民共有の財産である自然環境を適切に保全していかなければなりません。

そのため、すぐれた自然地域の保全や野生生物の保護を図るとともに、アウトドア活動にあたって、自然環境保全に関する各種法令等が遵守されるよう、道民の理解の促進を図ります。

また、アウトドア活動による自然環境への影響を最小限に抑えるためには、法令を遵守するだけでなく、アウトドア活動を行う者一人一人が自然環境を保全することの大切さを理解し、自然との正しい接し方を身に付け実践して行くことが必要となります。

そのため、動植物との接し方や、希少な動植物の保護に配慮した活動のあり方などについて、アウトドア

活動を行う際のマナー等として普及啓発を図っていきます。

さらに、自然環境に対する負荷の低減を図るために必要な施設の整備を進めていきます。

アウトドア活動に伴う環境への影響や地域住民との<sup>あつれき</sup>軋轢等については、既存法令による規制や個人々の努力だけでは解決しない課題も多くなっています。

そのため、アウトドア事業者等によるルール形成の努力や、地域での問題解決のための取組を促進していきます。

また、漁業と遊漁が調和した、水産資源の持続的な利用及び水面の秩序ある利用体制の確立を図り、漁業の安定的な発展と、遊漁の健全なレジャーとしての定着を目指します。

#### (4) 自然とふれあう場の確保、機会の提供

多くの方が安全に、快適なアウトドア活動を行うことのできる場や機会を確保し、提供することは、人々が自然とのふれあいを通じて、精神的な安らぎや満足を得たいという欲求を充たす機会だけでなく、生物多様性や環境教育の学習の機会、産業や地域に対する理解を深める機会を提供する効果が期待できます。

このため、道民が自然とふれあうことのできる自然公園や、森林、海岸、都市公園などの施設整備を進め、自然とふれあう場の確保に努めます。

また、これらの施設を利用した体験プログラムや教育プログラム等の実施を通じて、道民等が自然と接する機会を提供するための条件整備を進めます。

#### (5) 体験型観光の推進

自然環境に恵まれた北海道の優位性を活かしたアウトドア活動等の体験型観光は、滞在型の観光地づくりを推進する上で、重要なアイテムの一つとして、期待が高まっています。

このため、地域における体験型観光の通年化や外国人も含めた様々な観光客のニーズにマッチした新たなメニューづくりを促すとともに、外国人観光客や教育旅行などを受入れるための体制整備を進めます。

#### ① 地域の特徴を生かした魅力ある商品づくり

- ・ アウトドア事業者等との連携により、地域の特徴ある資源を生かした体験メニューの発掘や様々な世代、外国人等の観光客に応じた体験メニューの開発を進めます。
- ・ 地域の体験観光事業者間の連携を通じて、アウトドア、グリーン・ツーリズム等、幅広い分野にわたる地域資源をコーディネートしたユニークな観光商品づくりを促進します。
- ・ 北海道の冬を楽しむスポーツやアウトドア活動との組み合わせ等により、オフシーズンにおける体験メニューの拡充を促進します。

#### ② 受入体制の整備

- ・ 外国人観光客に安全で満足度の高いサービスを提供するため必要な情報、ノウハウの提供を通じて、アウトドア事業者などによる受入体制の整備を促進します。
- ・ 地域内のアウトドア事業者やグリーン・ツーリズム事業者、産業観光関連施設などの連携を図り、教育旅行の受入体制の整備を進めます。

#### ③ 体験型観光の宣伝・誘致

- ・ アウトドア活動を含む道内の体験型観光に関する各種のプロモーション活動を通じて、体験型観光に対する需要の拡大を図ります。

## 4 計画の推進

時代の変化に適切に対応したアウトドア活動の振興を図るため、道として、アウトドア活動の実態を踏まえた施策を機動的かつ効果的に進める必要があります。

このため、道では、関係部局の横断的な連携のもと、計画の実効性ある推進に努めていくほか、推進に当たっては、アウトドア事業者をはじめ、道民等の主体的な取組を基本に国や市町村と連携して取り組んでいきます。

また、アウトドア活動を巡る地域課題を解決していくためには、道民、アウトドア事業者、行政機関など様々な主体の協働の取組が必要であることから、効果的なネットワークの形成などに努めます。

※ 「北海道アウトドア活動振興推進計画（第3期）」の詳細は、HPをご参照ください。

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/h25outdoor\\_plan.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/h25outdoor_plan.htm)